

広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第 8 号

広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（第 1 号部分休業の承認）</u> 第18条 <u>育児休業法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 就業規則に規定する介護時間、介護支援部分休暇若しくは子育て支援部分休暇を承認されている職員又は企業長が別に定める職員に対する<u>第 1 号部分休業の承認</u>については、1 日につき 2 時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の期間並びに企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第 1 号部分休業の承認</u>については、1 日につき、当該非常勤職員について定められた 1 日当たりの勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内（企業長が別に定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 <u>（第 2 号部分休業の承認）</u> 第18条の 2 <u>育児休業法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。</u>	<u>（部分休業の承認）</u> 第18条 部分休業の承認は、就業規則に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 2 項の規定により採用された職員で同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児休業法第18条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 就業規則に規定する介護時間、介護支援部分休暇若しくは子育て支援部分休暇を承認されている職員又は企業長が別に定める職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1 日につき 2 時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の期間並びに企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1 日につき、当該非常勤職員について定められた 1 日当たりの勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（企業長が別に定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> 第18条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)</u> 第18条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第18条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第19条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	<u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第19条 <u>第15条の規定は、部分休業について準用する。</u>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項以降の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 施行日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）附則第2条の規定による部分休業の請求がされた場合、任命権者は施行日前にお

いても、改正後の職員の広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第18条又は第18条の2の規定の例により、第1号部分休業又は第2号部分休業の承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日において新条例第18条第1項又は第18条の2の規定による承認とみなす。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における新条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。